

あま市障害福祉サービス事業所等整備・運営事業  
基本協定書（案）

あま市（以下「市」という。）と〇〇〇〇（以下「事業者」という。）とは、あま市障害福祉サービス事業所等整備・運営事業募集要領（以下「募集要領」という。）に基づくあま市障害福祉サービス事業所等整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、次のとおり基本協定を締結する。

なお、募集要領において定義された用語は、本協定においても同様の意義を有する。

（趣旨）

第1条 本協定は、市及び事業者が、本事業の円滑な実施に向けて必要となる事項を定めるものとする。

（当事者の義務）

第2条 市及び事業者は、募集要領に基づき、本協定に定められた事項につき、信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。

（貸付物件）

第3条 市は、その所有する次の物件を事業者に貸し付けるものとする。

土地の所在	地目	地積
あま市七宝町桂城之堀1番●	宅地	2,800㎡

（土地の使用）

第4条 事業者は、前条の土地（以下「貸付地」という。）を本事業の用に供する土地として使用するものとする。

（契約の締結）

第5条 事業者は、本事業を履行しようとするときは、貸付地について市と土地使用貸借契約（または土地賃貸借契約（事業用定期借地権設定契約））（以下「本契約」という。）を締結しなければならない。

2 事業者が株式会社等の営利団体であって、かつ賃料が無償又は時価に比べて著しく安価である場合は、仮契約を締結し、議会の議決後に当該契約を本契約とする。

（事業期間）

第6条 事業期間は、前条の規定により締結した本契約の貸付地の貸付期間（借地権の存続期間）とする。

（応募資料の協議）

第7条 事業者は、本事業に係る公募型プロポーザルにおいて市に提出した応募資料の内容について、市と協議しなければならない。この協議の中で、応募資料の見直しが必要になった場合には、事業者は、必要な修正及び変更を行い、市の承諾を受けたうえで応募資料を確定させなければならない。

2 市及び事業者は、前項の協議の結果、応募資料の確定が困難と判断した場合は、本契約の締結に向けた協議の終了を申し出ることができる。

3 前項の申し出があった場合、市及び事業者は、互いに申し出の事実を確認し、改めて書面による合意をもって、本協定は失効するものとする。

(募集要領等の遵守)

第8条 事業者は、募集要領に定められた規定を遵守すること。

(本契約の不成立)

第9条 市及び事業者いずれの責めに帰すべからざる事由により、本契約の締結に至らなかった場合には、市及び事業者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、市及び事業者間に相互に債権債務関係は生じないものとする。

(権利義務の譲渡等)

第10条 事業者は、本協定上の地位又は本協定により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、担保その他の権利の用に供し、又は継承させてはならない。

(秘密の保持)

第11条 市及び事業者は、本事業又は本協定に関し相手方から秘密として提供を受けた情報について、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないことを、この協定により相互に確認する。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

(1) 本事業に関連する業務の委託先等に守秘義務を課して開示するもの。

(2) その他、法令等により開示が必要とされるもの。

2 前項ただし書の規定により情報を開示する場合は可能な範囲内で相手方にその旨を事前に連絡するよう努めるものとし、かつ、情報を開示した後においては速やかに相手方にその旨を通知しなければならない。

(協定の変更)

第12条 本協定の規定は、市及び事業者間の書面による合意がなければ変更できない。

(協定の解除)

第13条 市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができるものとする。なお、本協定解除により事業者に損害が生じても、市はその責めを負わないものとする。

(1) 本協定の締結にあたり虚偽の事実を申請していたとき、又は不正の手段を用いて本協定を締結していたとき。

(2) 事業者がその責めに帰すべき理由により本協定に定める義務を履行しないとき。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第50条に規定する指定の取消し等の処分を受けたとき。

(4) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は民事再生手続開始、破産手続開始、若しくは競売を申し立てられ、又は自ら民事再生手続開始、破産手続開始の申立てをしたとき。

(5) その他資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

(定めのない事項等)

第14条 本協定に関し、疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、市及び事業者協議の上、これを定めるものとする。

本協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、市及び事業者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

あま市 あま市七宝町沖之島深坪1番地

あま市

代表者 あま市長 村 上 浩 司

事業者